

Title	小農維持法に就て
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.2 (1926. 2) ,p.211(71)- 234(94)
JaLC DOI	10.14991/001.19260201-0071
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260201-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り此流血反亂を見ねばならなかつたのは、畢竟第十三世紀政治思想との間に宗教改革期の王權最高説が介在したるが故であつたと云ひ得やう。第十三世紀英國の政治思想は單なる孤立の思想にはあらで自由主義上の一進歩の顯著の時代で、此關係に於て此一世紀を觀察する時は自ら此世紀の政治學上の意義が分明なる。Communitas communitatum は英國中世社會の特長で imperium in imperio は其政治權力の實際であつたとする。吾人は更に之に附け加ふるに當時の思想を以てし、中世には主權の觀念が存在しなかつたとするのである。

(一九二六・二六)

小農維持法に就て

瀧本 誠 一

古代の農業は鑿井而飲、畔田而食と云へる原始農業より發達したるものであつて、時代の経過と與に多少の進歩をなして、幾何か其の面目を改めたることは云ふ迄もなしと雖も、要する所自ら耕して食ひ自ら織つて衣ると云ふことが其の根本主義であつて、此の時代に於ける農業そのもの、目的は之に従事する者が自己及其の家族の生計に必要なものを土地より生産することである、勿論其の生産に餘りあれば之を賣拂ふか若くは他の必要品に交易して其の用を充すことあるも、其れは農業の主たる目的にあらず、寧ろ附帶の餘業に外ならないのである、段々後世に及び分業の行はるゝに至ては衣服は大抵之を市に需め、住家は大工を雇ふて之を建て、其の他の日用品も亦多くは他人の手に造られたるものを購求して用を辨することゝなつて、何でも彼でも自ら生産すると云ふことは自然消滅したるも

尙ほ其の根本の目的は自己の家族の需用に應ずるだけのことであつて、自分の家族が普通農家の主要なる御得意先きである、大阪の學者山片蟠桃が百姓は倉に一杯米穀の蓄へあり一ヶ年の食料に差支へなければ先づ豪農の中である云へるは是が爲めであつて、此の時代の農業を稱して自給自足の農業 (Self-sufficient agriculture) 又は草分け農業 (Pioneer agriculture) など云ふのである。

自給自足の農業は直接に自分の家族の須要を満足するを以て目的とするが故に其の勞働が何程かゝり其の生産費を何程要したか固より問題外であつて、兎にも角にも粒々辛苦して必要だけの食料を生産せねばならないのである、生産物の價格が安からうが、高からうが、其れには頓着なく、生産の分量が家族の須要に應ずるに足るや否が唯一の問題であつて、其の年の收穫が次きの收穫時まで食ひ續き得られ尙其の外に若干饑饉の準備でも爲し得られたなれば、それで農家は鼓腹擊壤、太平を樂んで満足して居つたのである、歐洲の國々就中英國に於て十六世紀頃まで甚だ盛んであつたヨウマン、フアマー (yeoman farmer) と稱する自分所有の小耕地を自ら耕作しつゝあつた獨立農業家が即ち其れであつて、彼等は何れも父祖代々

其の家に傳つた四五エーカー (一エーカーは約四反歩餘) の小耕地を家督として大切に之を維持し、家族共同の力に依つて經營する獨立の農業家であつて、彼等は其の一家の生計に必要なものは大抵自から家内に於て生産するのであるから、所謂自給自足の生活であつて、耕作は小規模ながら勤勉に稼ぎて惰らざれば、妻子團欒して安らかに食つて行かれるだけの事には差支へなかつたのである。

斯くの如き自給自足の農業には廣大なる土地の必要もなければ随つてたいした資本の入用もない、四五エーカーの土地を耕作するに牛馬を使用するは寧ろ贅澤であつて、經濟的の打算に於ては到底引合はないと云ふことは歐米の學者の意見なるも、日本の農家は一町歩内外の小地主ですら大抵牛馬何れかを飼養するの慣例あり、是れは我が農村は歐米諸國と違ひ、道路運搬の便甚だ悪くして耕耘外に運搬用として牛馬を使用し、若くは又踏肥を作るが爲めにも之を必要とするところあるべきを以て差當り此の牛馬を買入れたり、又は肥料種子若くは農具の購入、其他あれこれ多少の費用を要することあるが故に勿論全然資本の入用なしとは云ふ可らざるも、自ら作つた生産物以外に事業上の資本として、平生多額の融通を

要しないのであつて、先づ祖先より持傳への小耕地を持續して荒さぬように勤むれば其れで安全なる生活を送らるゝのである。故に歐米の學者中古への純朴なる美風を欣慕する人々等は此のヨーマン時代の獨立農業を追懷して、十八世紀末より次第に流行を極めつゝあつた資本主義的の農業法を呪咀するに至つたのは必ずしも偶然ではなからう。

然し乍らヨーマン、フエーヤーを復活して、自給自足の獨立農業を營むには家族一同否一村落舉げて皆其の氣持となりて一切の事悉く *Yeomanly* となり、都會の商工業者などが如何なる大儲をなし、如何なる贅澤の生活を事とするも、そんな事は更らに少しも關心することなく、新聞紙の普及、鐵道の敷設等農村の空氣を攪亂し農民の心緒を刺戟するもの如何に増進するとも斷じて之を顧みざるが如き堅實の氣風を一般に養成して農村は農村らしき生活に甘じ、眞に其心から愉快に農業に従事する様にならねばならないのである。今日の様に村々の青年など新聞紙を讀んでは都會生活の華やかなるに憧憬がれ、野良に出で、土臭き稼業に親しむよりは政事運動などに狂奔して滯手に粟の巧名を夢みて居る様な爲體では逆も

居村にじつとして美なる古風のヨーマンレー (*Yeomanry*) を真似することは出來ないであらう。然らば此の美風は教育訓誨其他何等かの手段方法を以てして之を養成することが可能であるか云へば其れは絶対に不可能であるとも云へないであらう。が、而かも近年に於ける都會の發達は經濟史上最も著明の一大現象であつて、二十世紀の文化は殆んど都會の文化に外ならざるの觀を呈し、地方農村に生活する者は何れも都會に出でざれば前途決して發展の望みなしと云ふの觀念が農村到る處に蔓延しつゝある今日に於ては單に教育訓誨位のことでは此の大勢を挽回すること能はざるべきは明白であらう。

加之ならず、一町歩や二町歩以内の小地主となり、一家團欒して園藝的の農業に従事し、其の村限りの小天地に安んじて自給自足の獨立生活を營むと云ふことは、*ラスキン* 流儀の理想であつて、身分習慣を重なる *ステータス* (*Status*) の世の中に於ては經濟上最も必要なる状態であつたのであるが、自由解放の時代となり、農業は農家に生れた農民なる身分に依つて従事する職業にあらずして、個人が其の損益の打算又は自己の趣味如何に由つて勝手に變更し得らるべき自由の職業と認め

らるゝ時代となつてはステータスの世の中に適したる因循姑息の農業が二十世紀の空氣を呼吸しつゝある地方青年の趣味に合すべき筈はなく、假令業體そのものが經濟的に引合はないと云ふ程にあらざるも猶且つ之を嫌避して、他の快活なる商工業を撰擇するの傾向を免かれなう、況んや現在行はるゝ舊式の農業即ち自給自足の農業に於てはヤットしみたれたる生活の資料を得るの外更らに何等の餘裕を存するの望みなきに於てあや、故に今日農村に自給自足の小地主より成立するヨーマンレーに類する小農制度を復活すると云ふことは時代錯誤の甚だしきものであつて、到底斯くの如き理想は實際に於て行はるべきものではない。

元來歐洲諸國に於て自給自足の農業が次第に衰退して、今や漸々其の面目を改め、土地の所有權の有無は企業たる農業の成功如何に關せざるものゝ如く認めらるゝに至つたのは、一つには英國及東部獨逸地方などに於けるが如く資本主義の農業法が成功し、大規模の經營法に依り巨額の資本を放下し、多數の勞働者を使用して大量生産を目的とするに至つたのと、又一つには近世運輸交通の便の開くる

に隨ひ、農業の方法又隨つて一變し、農家は自ら其の生活の必要品を作らずとも、何時にても容易且つ急速に其の需用を満足し得らるゝが故に自分等は各自ら其の土地に適するか若くは又自分に勝手に生産に従事し、何品何物にても市場に於て最も高價に賣行くものを作ること注目し、農業を以て他の商工業などゝ同視し、自家の生活に必要なものを作らずして、一般廣く賣るべき商品を作ることを目的とするに至つた結果である、歐洲諸國の農業が斯くの如く其の面目を改めて漸次自給自足の農業法を排棄しつゝあるは勿論之に伴隨する弊害あることは明かなるも大體に於ては確かに進歩の兆候であると云はねばなるまい。

其れも英國の地主の如く一人の手に何百町歩何千町歩と云ふ大地面を所有し、其の國の面積の大部分を小數の大地主に於て占有することは政治的にも社會的にも又經濟的にも固より嘉みすべき現象にあらざること、今更ら云ふを待たざる所なるが、而かも其れにしても、一町歩や二町歩の小地面を所有して獨立の小農なりと誇り顔に威張つて居つても、實は是ばかりの小地面にては如何なる經營に依り如何なる努力をなしても、何程の利潤をも得られず、僅かに一家族の生活を支

持して行く位の事に過ぎるべきは前に述ぶるが如き次第なれば、英國の如き大農の不可なると同時に、餘り小面積の小農制度は却つて大に經濟上の不利益ありて、農村不振の大原因たらざるを得ないのである、其れも丁抹の様に穀作などは殆んど之を度外視して専ら畜産、製肉、製乳、養鶏、採卵若くは果樹の栽培等を主要の農業とすることゝなれば比較的廣大の面積を必要とせざるべく、又其の上に同國の如く各種の農業組合が大に發達して居る國柄に於ては小農にても盛に組合を組織して萬事皆共同經營となし、一方に於ては大に生産費を減ずると同時に他の一方に於ては其の生産物を高價に賣捌き得らるゝが故に、必ずしも大規模なる資本家的の農業にあらざるも、儼に多大の利潤を上げらるべしと雖も、其れには相成るべく、穀作などを止めて、ハムや鹽豚の製造、バターやチーズの製造又は養鶏、採卵若くは罐詰業などを農家の本業となし、其の上に組合組織を發達せしめて販賣法を完備せしむるなど總て丁抹の如くならざれば到底其の目的を達し得られないであらう。

歐洲諸國の小農なるものは日本の小農とは全く其の段階を異にし、歐洲にては

十町歩や二十町歩の地面を有する者は小農の中の小なるものにして、是れつぼちの地面では逆も新式の機械などを應用して經濟的の經營は出來ないこと云ふのであるが、日本に於ては十町歩二十町歩の地主は立派なる大地主であつて各村にざらにあるとは云へないであらう、尤も大地主と小地主とを云へることは固より比較の言葉であつて、學說に於ても又實際に於ても一定の極つた限度あるにあらざるも、近世歐洲の學者は大抵三百エーカー、約百二十町歩以上の地主を大地主とし、二十エーカー、約八町歩以上、一百エーカー、約四十町歩以下の地主を小地主とし、二十エーカー、約八町歩以下の地主は地主の中にも算入せられざるが如き状態なるも、日本に於ては農林省などにも五町歩以上の土地を有する者を大地主と稱して居らるゝ様である、歐米の最小地主の中にも算入せられざる日本の大地主は幾何あるかと云へば、全國の地主總體の二分にも充たないのである、即ち統計の示す所に依れば日本の地主の總數は先づ大體四百萬人であるが、其の二分が五町歩以上の大地主とすれば大地主は約八萬人である、之を朝鮮、臺灣及北海道を除きて三府四十三縣に平均に割當れば一府縣に一千七百四十人に充たな

いのであるから、日本の所謂大地主(五町歩以上の地主なるものは其の數誠に僅少である、歐米に於ては八町歩以上四十町歩以下の地面を有する者(小地主ですら、經濟的の經營法に依り新式の機械などを採用して有利の企業として従事するに餘りに小さ過ぎるので、組合法に據りて共同經營にでもしなければ逆も引合はないと云はれて居るのである、然るに日本の地面はそれ所でなく、もつとく、零細に粉碎(Pulverization)されてあるのである、近世佛國に於ては此バルグライゼーションが大問題となつて、多くの論者中には土地の細分を悲觀しつゝある者も少くないのであるが、若し彼等をして日本の土地が極端に粉碎されて一町歩以下の地主が總地主の過半数を占め居ると云ふことを聞かしたならば、彼等は恐らくは日本の農家は如何なる魔術を行つて生活して居るかと驚くであらうが、其れは兎も角も僅か一町歩以下位の地面を家督など、稱して後生大事に保持し、星を戴いて出で月を踏んで歸り、粒々辛苦、是れ日も足らざるの慘境に醜態たる農民に地位の向上、生活の改良を期圖するは思も寄らぬ無理注文ならずや。

然るに茲に怪しむべきは日本の政界に於ては歐洲の或る國々、就中英國などに

小農復活論を主張して、其の所謂小農即ち百エーカー以下二十エーカー以上位の小耕地を所有する獨立の農業家を大に保護し、昔のヨーマン制度の如きものを設定せんと企圖しつゝある農村社會論者の所論を鵜呑みにして、彼等が Small Farming, Small Holding, など云へることは皆日本の大地主以上の者を意味するものなることに氣付かずして、何程の小面積にても自己に地面を所有して居りさへすれば、それで獨立の農家として生活の安定を得らるゝものと推斷し、左なきだに小さ過ぎて經濟的の經營の出來兼ねる日本の小耕地を一層粉碎して一町歩内外の小地主を多く製造せんとし、小農維持とか設定とか云へることを表榜して、Small Holding Act の真似を試みんとする者あるは何にたる怪事ぞや、由來政治家の多くは俗人の眼に尤らしく見ゆる繙譯策にのみ汲々として歴史的の經驗や眞の經濟的打算などには一向無頓着なるが故に歐米の小農論がどんな意義のものなるかも知らずして、無闇に之を真似ようとするは強ち責むるに足らざるも日本の農村が疲弊不振の極に陥つて居るのは餘り極端なる小農制度其物が祟つて居るのであつて、此の制度を全然改めざるまでも今一步進めて歐米人の所謂小農位のも

の日本に於ては大農を大に保護奨励して近世的の農業法を採用せしめ、個人經營にても共同經營にても、今少し大仕掛けに資本を注入して企業的に經營しなかつたならば、迎も農村の振興は期し得られないであらう、余は前にも云へる如く英國のように三百エイカース以上の大地主が續々と日本に現はれ出で、全國の耕地の大部分を彼等に占有せらるゝ事は勿論好まざるのみならず、我が國の地形上歐米の如き大規模の農業法は迎も實行すべからざるが故に將來歐米の様な大農制度の成立は斷じて不可能であると信するも、少なくとも日本に於て云ふ所の大地主(歐米の小地主の最小なるもの)即ち五町歩以上十町歩乃至二十町歩若くは三四十町歩位の土地を有して製肉業なり製乳業なり其他何なりとも有利の企業を起す者の續々と現はれ出で、眞に獨立の農家たらしめんことを欲するのである。

論者或は曰はん、凡そ事物の改良進歩を計らんとすれば、自ら順序を要することにて、一足跳に其の目的に達することは出來ないであらう、今一町歩内外の小地主を造らんとするのは、懸て進んで十町歩乃至二十町歩を所有する相當の農家を造らんとする第一着手たるに過ぎないのであると、是れ一應尤らしき説なれども、其

の實は小農の經濟狀態を知らざる机上の斷定であつて、實際資本に乏しき小農に土地を所有せしむると云ふことは經濟上の打算に於て甚だしき不利益を來すのみならず、之が爲め貧農に過大の負擔を蒙らしめ、左なきだに資本の缺乏に苦しむつゝある彼等をして益々之に苦まじむるの惡結果を生ずるの憂なきにあらざるべし、左にその理由を述べん。

日本の農村に見るが如き小農が自家の所有に屬する一町歩や二町歩の小面積に耕作して自給自足の生活を營みつゝある中は如何に働き稼ぎても、やつと糊口の資料を得るだけ位の事が關の山であつて、若しも年々幾分づゝか食餘して凶荒饑饉の準備でもする者があつたさすれば、それは千百人中の一人であつて、中々そんな準備をする餘裕のない者が小農の大部分を占むるのであるから、平生貯蓄に心掛けて更らに地面を買足すの用意などするような奇特の者は恐らくは容易に見出し難からう、或は多くの農民中には平素勤勉にして食ふものも碌に食はずと少しづゝの貯金をなし、一反歩や二反歩づゝの土地を買足しつゝある農民がないとも限らないであらうが、斯くの如きものは小農設定法など制定しなくても自ら

進んで土地を購入する者なれば、別に政府の保護援助を待ずして自力の及ぶ限りは購入するのであつて、斯くの如き勤勉の農民に對しては低利資金の融通は實際何程の効果もなく是等の使法あつてもそれが爲めに彼等の數を増加する譯でもなからうと思はるゝのみならず或は却つて惰農を奨励するが如き不幸の結果を生ずるの憂なしとも限らないのである、而して今假りに斯る憂は萬々之れなしとするも貧農が乏しき其の資本を土地購入の爲めに支出し、若くは政府其他の資本家より借入れて之を土地に放下することは經濟上の打算に於て確かに甚だしき不利益であつて、其の結果彼等の生活状態をして愈々益々困難ならしむることなしと云ふ可らず。

歐洲の小農が平素常に言明する所に依れば彼等は何にかの機會あつて少しにても資本の融通が付くならば其れを土地の購入に放下するよりは寧ろ其の事業上に利用し、更に進んで手廣く乳牛養豚其外何なりと有利の事業に元入(Stocking)する方が計算上多大の利益ありと認めて居るのである、是れ其の故何となれば資本に乏しき小農が強いて土地を購入所有すれば、先づ大概はそれだけ其の事業の

規模を縮小するの必要あるべきや明かなれば小農の小資本を土地に放下すること云ふことは其の結果に於て有利の經營法を不可能ならしむるのであるが、若し之に反し彼等が利用し得べき總ての資本を事業上に放下して牛豚を買足すか養鶏を手廣くするか、其他自己の生産物に加工すべき工場を設くるが如きとを爲したらんには假令土地は借地であり、普通の地代を拂つて居つても、其の方が經濟上の打算に於て甚だ有利なるべきは農業家の一般に實驗する所なればなり、現に英國などに於ても土地の購入に對する資本の利廻りは通例二分五厘乃至三分位に過ぎざるも、事業費に對する資本に付ては少しく勤勉なる農業家に於ては優に一割の利潤を收め得らるゝのである(米國ウイネコンシン大學年報所載テリラー教授の論文參照)日本の農業は古來行成りばつたりの仕方にて餘り多くの事業費を要しないのである、隨て農業家自身の勞力の外、資本と云ふ程の資本は入らない代はりには、又それだけ利潤は薄いのである、自給自足の草分け農業家はそれで満足して居つたのであるが、農業を企業化し、又商業化し、現に米國などに於て所謂 Commercial agriculture の實を擧げて、他の商工業と同様に有利の事業たらしめんとする

には勿論云ふ迄もなく、多少の資本を必要とするのである。而して是も亦歐米の經驗家の説であるが、農業を有利の事業として經營するには少なくとも一エーカー(約四反歩)に付八十圓乃至百圓の資本を要すると云ふのである。されば一反歩當りの事業費は僅か二十五圓に過ぎないのであるから、これでは歐米の農業に要する資本は割合に甚だ少ないようであるが、歐米の農業は何程の小農であつても、日本のそれは違つて、比較的大仕掛けに經營し、何十町歩と云ふ大面積を科學的の機械を以てやることであるから、一反歩當りは少額であつても實際に於ては矢張相當の資本を要するのである。日本の様に一町歩や二町歩の農業であれば一反歩當りの資本は比較的餘計にかゝつても事業の全體に於ては左まで巨額の資本を必要としないのであるが、今後歐米の如き進歩した新らしき經營法に依り經濟的に有利の企業として従事することとせば、いくら小農でも十町歩や二十町歩の土地を要するに由り、現在日本に於ける大多數の小農には到底堪へ難き相當の資本が無くてはならないことは明かであらう。故に其の場合に於ては自分に多少の資本があるとしても、又或は政府より極めて低利の資本を借り得らるゝとしても、其れ

を利廻りの薄き農村の土地に放下するよりは有利なるストックキング即ち事業の元入れとして支出した方が三倍以上の利廻りとなるの計算であるから、地主に普通の小作料を支拂つても、其の方が餘程利益であることは論を待たないであらう。加之ならず政府に於て目下目論見つゝある小農創設法とやらの目的は勿論立錫の土地をも有して居ない貧農をして小地主たらしめんとするのであらうが、果して然りとすれば、政府が是等の貧農に貸與する土地購入費は假令如何に低利にしても、借受けたるものは固より其の利子は支拂はねばならず、又元金はいくら長期でも結局は返済せねばならないのであらう。是非とも借受けねばならない事情があれば銀行又は普通の金貸業者より借入るゝより便且利なることは云ふ迄もなしと雖も、資本と云ふ資本のなきものが事業の第一着手に利廻りの薄き土地に投資して、却て事業上の資本に事缺ぐは、良しそれが自分の貯蓄を以てするにしても經濟的の經營にあらざることは明かなるに、況して利付きの資本を借受けて、負擔の上に負擔を加重することの得策にあらざることとは何人も疑はざる所であらう。それも幸にして農産物の價格騰貴の場合に於ては利子の支拂位はごうやらこ

うやら出來ないでもなからうが、若し反對に其の價格の下落した時には利子の支拂に延滞し、延滞又延滞して借金の上に借金を累ね、遂に其の土地を保持すること能はざるに至つて、元々の水呑に還るべきは論を待たないであらう、一體自分の土地を保持するに最も困難するは大農よりは寧ろ小農であつて、小農の所有地は彼等に取つては最も大切にして、身命にも換へられない様に思はるべきも、大農の所有地は大抵餘りありて多くは之を持ってあまし、或は安く小作に入付けたり、或は時としては荒した儘に放棄して居るが如きこと多しと雖も、市場に賣物として現はるゝ土地は大抵大農の土地にあらずして小農の土地である、小農の地位は經濟界の變動、人事の災厄其他何事に就ても、最先に迫害を蒙るべき不幸の境遇にあるものなれば、彼等の其の所有地に對する執着心は如何に強烈であつても、奈何んせん、いち早く之を賣放すべく餘儀なくさるゝは彼等であつて、彼等が猫額大の小所有地を保持するに云ふことは難中の難事である事實は最近世界の文明國の證明する所である。

英國の農業は日本のそれとは大に其の趣を異にするが故に不注意に之を例證すること能はざるも、同國の小農は日本の所謂小農よりは平均半倍以上の大地面を有して居つたに拘はらず、猶ほそれでも其の所有地の狭小なるが爲めに其の地位を維持すること能はざりしは小農地位の寔に困難なることを證明する適例である、一八九七年同國議會の委員會に於けるリトド氏(Mr. Reed)の報告中に左の一言がある

我が英國のノールホルク地方に於ては古來多數の自作小農ありしが彼等は大地主又は小作農などよりは比較的大に不利窮困の境遇にあり、彼等は一方に於て地主としての損害に堪へねばならなかつたと同時に、他の一方に於ては小作人としての損害をも蒙らねばならないのであつて、二者(地主と小作人)の不利益を兼有して最も多大の不幸を負つたのである、我が英國の農民の多くは今より二十五年前には農家の爲めに最良の得策は土地を購入して小地主となるにありと云つて何れも競つて小地主となつたのであるが、實際の所彼等は少しの資本も持たなかつたのであるから、其の購入した土地は概ね皆抵當に入れたれば、其の結果は普通の小作農よりは、一層の困難に陥つて苦みつゝあるが、之が爲め我

が英國に古來の遺風として尊重すべき Yeomen (自作小農は最近數年の間に大に減少したり、余は今日に於て何とか良法を考へざれば、彼等は遂に全く其の跡を絶つに至らんことを恐る云々

リード氏が此の言中に小地主は地主としての損害と小作人としての損害と兩様の損害を負はねばならないと云へるの意味は小地主は小作を兼帶せねばならぬいから、隨て此の兩様の損害を受くると云ふの主旨にあらず、小地主でも地主であるからには一般に地主の負擔すべき義務及犠牲は固より之を免がれない。例へば特に地主にかゝる公課を始め社會的義務として種々の負擔を課せらるゝも之を辭すること能はず、又小作人なれば地主より小屋又は牛馬など貸與を受くるの場合もあれど小なりとも獨立の地主なれば其れ等の利益に預かることも出來ないのである、又其れと同時に小地主であつては其の地方に於ける勢力信用も亦隨て大なること能はず、政治的社會的若くは經濟的等何事に於ても小地主は常に地主に壓倒せられて、地主たる完全の權力を伸ぶることも出來ず、さうかと云へば小地主の地位は地主と云ふよりも寧ろ小作人の方に近いのであるから、小作人の地

位に伴隨する不利益の多くは小地主にも免かるゝことが出來ないのである、故に大地主なれば唯だ地主としての不利益だけ、又小作人なれば單に小作人としての不利益だけに止まることなれども、小地主は當然地主としての不利益を蒙り乍ら其の地位の餘り卑くして事實上小作人扱をせらるゝのであるから、彼等は假令小作を兼帶しなくつても小作人と同様の不利益を免がれないのである、故にヨーロッパ制度の如き小農は困難中の最も困難なるものであるから此の良制度を維持するには何とか善き工夫を運らさねばならないと云ふのであらう。

リード氏は、小農論者であつて、何とかして其の維持を可能ならしめんとするのであるが、其れは隨分無理なる注文であつて、前にも述べた如く英國の農村が皆ヨーロッパ時代の氣風に安じ、自給自足の生活に満足して居ることが出來得べくんば、必ずしも實行不可能にあらざるべきも、今日の農村は中々そんなことに甘じて簡單質朴の生活を事とするものにあらず、進んで大に二十世紀の文明の恩澤に均沾し、都會の商工業者と同一程度に駢行せんとするの趨勢に進んで來たのであるから、此の趨勢を挽回して復古の實を擧げなければ、政治家や改良論者が如何にあせ

つてもヨーロッパ時代の小農制度を維持することは出来ないであらう、加之ならず此の趨勢を挽回してヨーロッパ時代を復活すると云ふことは或る意味に於て是迄進歩して来た文化の發達を退歩せしめようとするものなれば、斯くの如くして農村の安定を圖らんとするは、假りにそれが實行されたとすれば宛も角を矯めて牛を殺すの類であつて、詰る所角を矯むるの目的が何くにあるかを忘れたるが如き結果を生ずるのである、故にリトド氏が小農の維持の至難なることを認め、小作農より遙か不利益の境遇にあることを痛切に感じたる以上は斷然此の制度の實行不可能を主張すべき筈なるに、左はなくして、猶此の制度に戀々たるの情あるは恐くはメーリッ、イングラントの舊夢にうなされたるに外ならないであらう。

然し乍ら英國の如く小農と云つても、日本の大農以上の地面を有する者であれば、是等の小農をして經濟的に其の地位を維持することは今日に於ては必ずしも實行不可能でもないのである、土地のバルグアライゼーションは經濟的の打算に於て國家社會の利益にあらざることは明白なるも、日本の如き極端の小農にあらざる限りは是等の小農同志互に共同戮力して、夫の丁林に於けるが如く盛に各種

の組合組織を起し資金の融通を始め、農具種子等の購入、水利灌漑の便、倉庫エレベーターの設備、其他農業の發達に最も重大なる運輸販賣法等に關する種々の組合を夫れ々各村に設置して大に之を利用することゝならんには、必ずしも農家戸別の持分は皆大面積でなければならぬと云ふこともなく、所謂小農に伴隨する經濟的不利益は此等の組合組織に因つて優に補填し得らるゝこと疑ひなからるべしと雖も、日本の小農は餘りに極端なる小農であつて英國のその十分一にも及ばざる小地主であるから、隨て組合組織の必要は猶更ら痛切に感ぜらるゝに拘はらず、實際之を組織することは中々容易の事ではないのである、米國の或る學者は「組合法は小農に於ては其の設立に多大の困難を感じ、大農の組合は實行容易なるも社會的に危険の伴ふことなきにあらざれば實際に行はれ易くして安全且利益なるは中農の組合である」と云つて居るが、蓋しその通りであつて、日本の如き極端の小農では其の維持の一大要件たる組合組織すら甚だ困難なるべきは固より辨を待ざる所である、故に余は今日我が國の如き小農制度の國柄では土地の所有權の有無よりは小作にても何にても今少し其の耕地の面積を廣くして、經濟

的に經營し得らるゝように改良することが、最先の急務であるを信するのである。

社會改良と人性論

島田久吉

(一)

社會改良の企圖に對する批判の基礎を人性論に置くは往々陳腐として排斥せらるる處である。殊に最近社會諸學間に於ける、識認論的研究の旺盛は自然科学に對して社會科學の成立を云爲する結果、人性論の如き漠然たる先驗的或は直觀的論議を過去のものとして葬り去らんとしてゐる。古代中世近世を通じて社會に對して何等かの討究を加へ何等かの思想を發表したものは、皆等しく人性に關する彼等の立場を明にして其の學説をそれより演釋したものであつた。換言すれば彼等は人性論より出發して其の學説を構成したものである。上はアリストートル、シセロ、アウガスチンより下はホップス、ロック、スミスに至る迄、少しく社會思想史に目を觸れたものは、明示と默示とを不問せず等しく彼等の論議の背後に人性論の潜んでゐるのを發見するであらう。史觀としての科學的社會主義は暫く措き、所謂理想的社會主義或は社會改良主義、更に無政府主義と雖も、其の前提として人性に對する何等かの定義を思はしむるを否む事は出來ない。然るに近頃、共產主義又は無政府主義に對して批評を加ふるものは其の批評の基礎として人性論を採ることを意識的に回避せんとする傾向がある。併し乍ら率直に考へて、それ等の企圖に對する人性論的批評が一顧の價値なき程無力